

御杖村安否型緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する告示

御杖村安否型緊急通報システム事業実施要綱(令和 3 年御杖村告示第 53 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

名 称	金 額
通報装置利用料（月額、税込）	330 円

」

を

「

名 称	金 額
固定型通報装置利用料（月額、税込）	330 円
携帯型通報装置利用料（月額、税込）	660 円

」

に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。